京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康要因学講座健康増進・行動学分野（基礎・社会医学系）　教授

2024年3月15日

職種	教授
募集人員	１名
勤務場所	京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康要因学講座健康増進・行動学分野 （所在地：京都市左京区吉田近衛町）
職務内容	健康増進・行動学は、公衆衛生大学院のコア5領域の１つである社会･行動科学を担う分野である。また新たな医学教育モデル・コア・カリキュラムにおいても重要な学修項目に位置付けられ、学部教育の充実も求められている。患者に限定せず生活者も含む人間の行動について、個人から集団、社会・環境の視点からも新たな研究領域を開拓し、健康増進、行動科学の理論的側面の発展、科学的知見の創出、医学部・医学研究科全体における人材育成、および社会貢献に、実績と熱意を有する人材を期待する。
資格等	・博士の学位を取得していること ・その他の条件：なし
採用日	採用決定後できるだけ早い時期
任期	なし
試用期間	あり（６ヶ月）
勤務形態	専門業務型裁量労働制（１日７時間４５分相当、週３８時間４５分相当） 専門業務型裁量労働制を適用しない場合は週５日、８：３０～１７：１５勤務（休憩　１２：００～１３：００）、超過勤務を命じる場合あり 休日：土・日曜日、祝日、年末年始および創立記念日
給与・手当等	本学支給基準に基づき支給
社会保険	文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入
応募方法	以下の応募書類を下記宛先に郵送のこと ・履歴書 ・研究業績目録 ・主な科学研究費等の採択状況（代表者・分担者を明記） ・研究（業績）の概要と抱負（Ａ４版２枚以内） ・教育実績と抱負 ・主な論文別刷（１０編以内） ・申告書 申告書を除く書類及び論文別刷は７部提出してください。（６部はコピーで可） なお、推薦の場合は推薦書を添付願います。 提出いただいた書類は、原則として返却いたしませんのでご了承下さい。 **（注）提出書類記載要項** **１．履歴書**はＡ４版、横書きで記載のこと。 （１）氏名（ふりがな）、性別、生年月日、満年齢、改姓年月日（旧姓）、現住所、郵便番号、 現職名、連絡方法を記載のこと。 （２）学歴（高校卒業以降）、免許、学位 （３）職歴（産前産後休暇、育児・介護休業を取得した期間も記載） （４）賞罰 （５）その他（所属学会名、役職名及び社会における活動） （６）履歴書の左上欄外に応募する講座名及び職名を記載すること。 なお、上記（１）～（５）における事項には、それぞれ年月日まで記載すること。 **２．研究業績目録** 論文における文献の記載要領に準じて次の事項に留意すること。 （１）著者名（全員論文記載の順により本人のところにアンダーラインをする）、標題名、雑誌名、 巻頁（始と終わりを示す）、発行年、単行本の場合は上記に準じ編者、発行所名などを含めること。 （２）用紙は、Ａ４判を縦にし、横書き、番号を付してシングルスペースで記載すること。 （３）原著（和文・欧文別、年代順）、総説（和文・欧文別、年代順）、その他の順により、また、別刷を 添付したものには〇印を付すること。 **３．主な科学研究費等の採択状況** 科学研究費及びその他の助成金の種類、課題名、代表・分担を区別して年度順に記載すること。 **４．研究（業績）概要と抱負** 2，０００字以内で記載すること。 **５．教育実績と抱負** ２，０００字以内で記載すること。 **６．申告書** https://www.med.kyoto-u.ac.jp/po_staff/ （医学研究科ＨＰ　教職員公募＞応募書類様式＞申告書＞教員 基礎・社会医学系） 上記のＵＲＬより様式を印刷のうえ記載すること。 ７．いずれの書類もＡ４判を縦にし、横書きで作成のこと。パソコン又はワープロにより作成すること。 提出書類の１～５に頁番号を付すること（全体を通して）。
応募締め切り	令和６年５月１４日（火）必着
提出先・問い合わせ先	京都大学大学院医学研究科 総務企画課人事掛 〒606-8501　京都市左京区吉田近衛町 TEL：075-753-4304 ※封筒の表に「健康増進・行動学分野 教授応募書類在中」と朱書きすること
その他	・選考過程及び採否の理由については一切お答えいたしかねます。 ・提出していただいた書類は、採用審査にのみ使用します。 ・正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することは一切ありません。 ・なお、応募書類はお返ししませんので、あらかじめご了承願います。 ・京都大学は男女共同参画を推進しています。多数の女性研究者の積極的な応募を期待しています。 出産、育児、介護等で研究を中断していた期間については、内容や期間を十分に考慮した上で審査を行います。 ・京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を 禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場合を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。